

奈良県告示第二十四号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として、次のとおり指定した。

令和二年四月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	指定年月日
辰巳 佳弘	独立行政法人地域医療機能推進機構 大和郡山病院	大和郡山市朝日町 一―六二	泌尿器科（ぼうこう機能障害）	令和二年三月二十三日
高木 正	社会医療法人高清水会高井病院	天理市蔵之庄町四 七〇―八	形成外科（聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害）	令和二年三月二十三日
長尾 美津男	生駒市立病院	生駒市東生駒一丁 目六番地二	内科（呼吸器機能障害）	令和二年三月二十四日
高木 正	社会医療法人高清水会高井病院	天理市蔵之庄町四 七〇―八	形成外科（肢体不自由）	令和二年三月二十六日
大田 大良	社会福祉法人恩賜財団済生会中和病院	桜井市大字阿部三 二三番地	整形外科（肢体不自由）	令和二年三月二十六日